

2024年9月30日

お客様各位



**【重要なお知らせ】(2024年11月)郵便料金改定に伴う手数料の見直し、解約手数料の内容変更及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用月の記載内容修正について**

いつも新日本エネルギーをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、当社サービスにおきまして一部見直しをさせていただくこととなりました。

見直しの内容は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

1. 郵便料金改定に伴う当社サービス手数料の見直しについて

2024年10月1日に実施されます郵便料金の改定に伴い、当社サービスにおける一部手数料の見直しをさせていただくこととなりました。改訂内容は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

(1) 変更内容

<対象プラン・エリア>

全プラン・沖縄エリアを除く全エリア

<手数料改定日、適用時期>

(ア) (イ) (ウ) : 2024年11月1日 (2024年12月度電気料金 (11月検針日から12月の検針日前日までの使用量) より適用)

(エ) : 2024年12月1日

<改定内容>

(ア) 電気料金とご使用量のお知らせ

現行 : 200円/月+消費税 → 改定後 : 230円/月+消費税

(イ) 請求書発行手数料

現行 : 200円/月+消費税 → 改定後 : 230円/月+消費税

(ウ) 払込用紙発行手数料

現行 : 300円/月+消費税 → 改定後 : 330円/月+消費税

(エ) 払込用紙再発行手数料

現行 : 278円/回+消費税 → 改定後 : 305円/回+消費税

(2) 電気需給約款の変更

サービス内容の一部変更に伴い、2024年11月1日より電気需給約款を下記の通り変更いたします。(下線部が変更部分です。)

項目	変更前	変更後
別表1 帳票発行 手数料	<p>(1) お客様が電気料金および電気ご使用量の明細の郵送を希望した場合、次に定める手数料を要します。 200円+消費税</p> <p>(2) お客様が電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を希望した場合、次に定める手数料を要します。 200円+消費税</p> <p>(3) お客様が電気料金その他請求額に係る払込用紙の発行を希望した場合、次に定める手数料を要します。 300円+消費税</p>	<p>(1) お客様が電気料金および電気ご使用量の明細の郵送を希望した場合、次に定める手数料を要します。 <u>230円+消費税</u></p> <p>(2) お客様が電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を希望した場合、次に定める手数料を要します。 <u>230円+消費税</u></p> <p>(3) お客様が電気料金その他請求額に係る払込用紙の発行を希望した場合、次に定める手数料を要します。 <u>330円+消費税</u></p>

(3) 重要事項説明書の変更

サービス内容の一部変更に伴い、2024年11月1日より重要事項説明書を下記の通り変更いたします。(下線部が変更部分です。)

項目	変更前	変更後
お申し込み方法	・当社との電気需給契約の締結を希望される場合は、当社ホームページまたは所定のお申込みによりお申込みいただけます。	・当社との電気需給契約の締結を希望される場合は、当社ホームページまたは所定のお申込み <u>方法</u> によりお申込みいただけます。
事務手数料	初回事務手数料：無料 電気料金とご使用量のお知らせ(圧着はがき)：220円/月 請求書発行手数料：220円/月 払込用紙発行手数料：330円/月	初回事務手数料：無料 電気料金とご使用量のお知らせ(圧着はがき)： <u>253円/月</u> 請求書発行手数料： <u>253円/月</u> 払込用紙発行手数料： <u>363円/月</u>
延滞通知手数料	延滞通知手数料：220円	なし
料金の支払方法・支払期日	・販売代理事業者を通じて、お申込みいただいたお客様は、当社が電気料金その他の債務に係る債権を販売代理店事業者に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。	・販売代理事業者を通じて、お申込みいただいたお客様は、当社が電気料金その他の債務に係る債権を販売代理店事業者に譲渡する <u>場合がある</u> ことをあらかじめ承諾していただきます。
その他	・一般送配電事業者の指示や災害の発生時により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または	・一般送配電事業者の指示や災害の発生時により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または

	制限する場合、当社は原則料金の減額は行わず、損害賠償責任を負わないものといたします。	制限する場合、当社は原則として料金の減額は行わず、損害賠償責任を負わないものといたします。
	・契約締結後書面については郵送、または電子メール等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。	・契約締結後書面については郵送、または電子メール等（マイページを含みます）当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
クーリング・オフ制度	・クーリング・オフは、その旨の発信時に効力が生じますので必ず郵便（簡易書留）、お電話、または電磁的記録にて当社までご連絡ください。	・クーリング・オフは、その旨の発信時に効力が生じますので必ず郵便（簡易書留等）、お電話、または電磁的記録にて当社までご連絡ください。

## 2. 解約手数料の変更について

サービス内容の一部変更に伴い、2024年11月1日より電気需給約款（別表 料金表）と重要事項説明書を下記の通り変更いたします。（下線部が変更部分です。）

### (1) 変更内容

<対象プラン・エリア>

低圧の全プラン・沖縄エリアを除く全エリア

<手数料改定日>

2024年11月1日（2024年12月度電気料金（11月検針日から12月の検針日前日までの使用量）より適用）

### (2) 電気需給約款（別表 料金表）

項目	変更前	変更後
4.解約手数料	<p>4.解約手数料</p> <p>(1)お客さまが更新月（供給開始月（電気需給契約が更新された場合は更新された月）から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間において電気需給契約の解約を希望する場合は、次に定める解約手数料を要します。</p> <p>9,000円+消費税</p> <p>(2)電気需給契約の変更または解約が次による場合、解約手数料は返金いたします。</p> <p>イ 建替により解約する場合で、建替</p>	<p>4.解約金</p> <p>(1)更新月（供給開始月（電気需給契約が更新された場合は更新された月）から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間において電気需給契約が終了する場合は、次に定める解約金を要します。</p> <p>9,000円</p> <p>(2)電気需給契約の変更または解約が次による場合、<u>解約金を返金または免除</u>いたします。</p> <p>イ 建替により解約する場合で、建替</p>

	<p>後も当社との電気需給契約を継続する場合</p> <p>ロ 当社の供給する地域内での転居により解約する場合で、転居後も当社との電気需給契約を継続する場合</p> <p>ハ 当社の供給する地域外への転居により解約する場合</p> <p>ニ その他お客さまの責めに帰さない事由で解約する場合</p> <p>(3)その他当社が定めるところにより、解約手数料を返金することがあります。</p>	<p>後も当社との電気需給契約を継続する場合</p> <p>ロ 当社の供給する地域内での転居により解約する場合で、転居後も当社との電気需給契約を継続する場合</p> <p>ハ 当社の供給する地域外への転居により解約する場合</p> <p>ニ <u>電気需給契約の解約がお客さまの希望によらない場合(但し、2024年10月31日以前に当社に対して電気需給契約の申込みをしたお客さまに限りま</u> <u>す)</u></p> <p>ホ その他お客さまの責めに帰さない事由で解約する場合</p> <p>(3)その他当社が定めるところにより、<u>解約金</u>を返金することがあります。</p>
--	--	---

(3) 重要事項説明書

項目	変更前	変更後
解約・変更手続き及びそれに係る料金	<p>・更新月(供給開始月(電気需給契約が更新された場合は更新された月)から起算して36ヶ月目とその翌月)を除き、契約期間内に解約した場合は解約金が発生します。</p> <p>解約手数料 9,900円</p>	<p>・更新月(供給開始月(電気需給契約が更新された場合は更新された月)から起算して36ヶ月目とその翌月)を除き、契約期間内に解約した場合は解約金が発生します。</p> <p>解約金 <u>9,000円</u></p>

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用月の記載内容の修正

再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用月につきまして一部誤りがございましたので修正いたします。

・変更内容

<対象プラン・エリア>

全プラン・沖縄エリアを除く全エリア

<変更について>

電気需給約款(別表 料金表)別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用(4)再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置、における適用月において変更。

対象プラン：全プラン

項目	変更前	変更後
別表 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	<p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p>	<p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p>
	<p>(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置</p> <p>お客さまからの申出の直後の5月の検針日から翌年の5月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(3)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p>	<p>(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置</p> <p>お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(3)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p>

以上、ご不明点等ございましたら、下記カスタマーセンターまでご連絡くださいませ。

カスタマーセンター： 03-6774-2722（平日 10:00～18:00）

今後もサービスの向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。